平成２３年（フ）第１３９号
愛知県刈谷市大手町５丁目30番地１　コーポニュー大手201号、旧住所愛知県刈谷市荒井町２丁目７番地１　サンコーポ峯Ａ棟203号
債務者　初田　満美
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
愛知県豊田市永覚新町１丁目47番地３、旧住所愛知県豊田市京町２丁目７番地８　サンマルタ梅坪東301号
債務者　本田真由美（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８号
京都府福知山市夜久野町平野366番地
債務者　衣川　裕美
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字白山前484番地　303号
債務者　丹　　俊昭
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１０６号
愛知県一宮市平島１丁目16番２―209号　県営平島住宅
債務者　坂上かおり
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２０８号
京都市西京区松室追上ゲ町26番地50　二ノ宮ハイツ303号
債務者　中川　敏起
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
京都市中京区黒門通六角下る上黒門町396番地　エガワハイツ301号
債務者　橋本　光子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７１号
京都市上京区千本通出水下る十四軒町394番地１　西陣グランドハイツ808号
債務者　古川　戡子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
京都府相楽郡精華町桜が丘４丁目10番地８
債務者　中塚　倫仁
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
香川県高松市田村町529番地宮武ビルＡ302号
債務者　曽我　秀美（旧姓辻・松家）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１５０号
福岡県みやま市高田町岩津819番地３
債務者　仙田ゆかり
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１５号
福岡県大牟田市大字吉野1438番地１
債務者　龍　　良子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１６号
福岡県大牟田市神田町292番地４　神田平林アパート102号、住民票上の住所熊本市神園１丁目９番28号
債務者　金子てるよ
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１８号
福岡県大牟田市大字岬2053番地１　黒崎県営住宅10棟12号
債務者　黒木　清一
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１９号
福岡県大牟田市片平町82番地１　延命寺マンション206号
債務者　龍　　重利
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第２１号
福岡県大牟田市鳥塚町９番地４　鳥塚市営住宅２棟236号
債務者　宇野　栄子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１８１号
千葉県松戸市高塚新田128番地の２　高塚団地１街区８棟503号室
債務者　大和　健一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部